

五木村の生活再建に関する意見書

川辺川ダム建設計画に大きな影響を受けた五木村は、水没予定者 489 世帯のうち 6 割を超える世帯の村外移転等により、現在、人口が計画発表当時の 4 分の 1 まで減少、高齢化率も 40% を超え、集落機能の低下等により村の存続も危ぶまれる状況となっている。加えて、主要産業である建設業や林業の低迷などにより、雇用の場の確保や新たな産業づくりが課題となっており、村は今後の村の振興に少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。

村の生活再建については、平成 21 年 9 月、前原元国土交通大臣が、五木村民の前で生活再建の補償法案の国会提出を表明以降、現在まで法案提出の動きはなく、その時期も示されていない。

今般、国、県、村の三者による「五木村の今後の生活再建を協議する場」において、現行の予算制度を活用した整備の推進が決定されたところである。

国におかれては、「五木村の今後の生活再建を協議する場」において決定された事項について確実に実施されるとともに、生活再建に関する補償法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 1 日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
国土交通大臣	大畠章宏様